

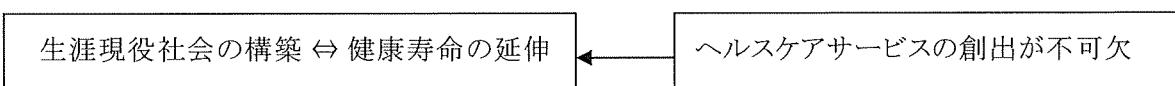
## 一はじめに

一社)日本寝具寝装品協会(通称JBA)ヘルスケア認定寝具制度は、下述の平成31年4月12日版:「経済産業省ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえて、寝具業界における自主基準を定めたものです。

### 経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要

ヘルスケアサービスとは

健康の保持・増進、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資する商品の生産、又は販売、役務をいう。ただし、介護法(福祉用具認定品)、薬機法(医療機器認定品)を除く

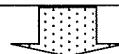


「ヘルスケアサービス」の現状は

- ① ヘルスケアサービス事業者が利用者に直接サービスを提供する業態:B-C
- ② 仲介者(地域包括ケアシステム関係団体や関係事業者、企業、健康経営に取り組む企業等)を介して事業者のヘルスケアサービスが利用者に届けられる業態:B-B-C がある。

ヘルスケアサービスの現状を鑑みた場合、上記②にも取り組む必要性がある。(B-B)

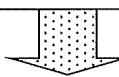
⇒ JBAを含むヘルスケアサービス事業者と仲介者の間での、流通構造の構築が必要



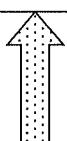
仲介者が事業者を選択する際の判断の指針になる「業界自主ガイドライン」の策定が必要であり、「業界自主ガイドライン」の策定・改訂においては以下の点に留意すること。

- ・業界自主ガイドラインの趣旨や目的の明確化
- ・ヘルスケアサービス要件の具体化・詳細化
- ・業界団体として統一すべき安全性と効果に関する検証方法の具体化

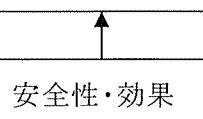
業界自主ガイドライン設定について



- ・ 自主ガイドライン設定⇒ヘルスケアサービスに係わる一定の品質の基準を示すこと
- ・ 業界自主ガイドライン設定に際しては、① 透明性、② 客観性、③ 繼続性 が重要



法律、法令の遵守



安全性・効果



社会に対する宣言・認証制

- ・ ヘルスケアサービスの市場動向、利用状況の把握
- ・ 利用者のニーズや期待、ヘルスケアサービスに関する相談や苦情
- ・ 各事業者の取組状況や品質確保の仕組についての情報把握

上述の項目を踏まえて、令和2年3月 JBA ヘルスケア認定寝具 の自己宣言にいたりました。

## — 目 次 —

1. はじめに	
●経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要	1
●ヘルスケア認定寝具制度の自己宣言	2
2. 寝具寝装品業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業	.....
3. ヘルスケア認定寝具制度 <ヘルスケア認定寝具認定基準>	.....
4. ヘルスケア認定寝具制度 <ヘルスケア認定寝具運用規程>	.....
* ヘルスケア認定寝具 申請・審査 フロー	.....
* 形式(1) ヘルスケア認定寝具審査用 申込書	.....
* 形式(2) ヘルスケア認定寝具 ラベル交付申請書	.....
* 形式(3) ヘルスケア認定寝具 ロゴ商標使用申請書	.....
* 形式(4) ヘルスケア認定寝具 評価の目安	.....
* 「企業社会性」の審査項目①&②の概要	.....
* 経済産業省:「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」について	.....

## 2. 寝具業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業

### ◆「ヘルスケアガイドライン策定に向けた基本方針」

策定に向けては、議論の場より透明で中立的立場、客観性を保ち且当寝具業界でのヘルスケアサービスの要件の具体的詳細化並びに統一すべき安全性と公平性に対する検証方法等を整備し様々な法律を遵守し規約を決定して業界自主ガイドラインと位置づける。

### ◆JBA :実施した全体的な事業内容

#### (1)調査事業の確立

▷調査業務の内容決定と調査委託先(外注)の選定・契約

#### (2)実施した訪問調査等

▷ビックサイトでの国際福祉器展にてヘルスケア関連事業収集

▷西川㈱にてヘルスケア関連情報収集

▷医療法人社団グッドスリープクリニック 日本睡眠学会専門医 山中隆夫氏より情報収集

▷(一社)日本ホームヘルス機器協会での情報収集

▷(一社)日本ホームヘルス機器協会主催「体質改善機器の認証事業説明会で収集

▷日本睡眠学会前理事長慈恵医科大学葛飾医療センター精神神経科診療長伊藤洋氏を訪問しての、ヘルスケア表示寝具寝装品の認証についてアドバイスを受けた。又ヘルスケア認定寝具寝装品の認定委員会就任を依頼。

#### (3)調査委託外企業との合同調査等

▷(一社)日本福祉用具供給協会を訪問し仲介者向けアンケートの協力依頼を行った。

▷(公財)テクノエイド協会トルを訪問。福祉用具の臨床評価事業、TIS 等について詳細な情報を入手。

▷(一社)日本福祉用具供給協会を訪問。仲介者向けアンケートの集計結果を報告すると共に今後の事業への協力要請を行った。

▷介護福祉士とモデルで著名な上条百里奈氏を訪問し、介護の現場におけるヘルスケア認定寝具寝装品機能についてアドバイスを受け、又ヘルスケア認定寝具寝装品の認定委員会の委員就任を依頼した。

▷(株)ベネッセスタイルケア訪問。寝具寝装品業界に対する要望事項等についてヒアリングを行った。

#### (4)アンケート調査の実施

① 11/7日、調査事業委託先より示された「仲介者機関・施設を対象にしたヘルスケアサービスの情報収集用アンケート票案」、「JBA会員企業を対象にしたヘルスケア・ガイドライン策定のための情報収集用アンケート票案」を基に、実施するアンケート調査票を作成した。

② 11/12日開催の第2回策定委員会で、アンケート票の内容を検討した。委員会で出された意見を基に、e-メールによる委員会メンバー間と事務局での修正作業を重ね、

11/18日最終的なアンケート票を作成し、仲介者機関・施設への調査対象者100名、JBA会員企業団体への調査先47ヶ所へ配布した。(アンケートの締め切りは11月末)

- ③ なお、上記仲介者機関・施設への調査対象先の選定は、一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力を得て、当該協会の会員であるヘルスケアサービス事業者、ケアマネジャー、福祉用具選定士／福祉用具専門相談員等の中から100名を選定してもらい、そこへアンケート票を送付した。
- ④ 「JBA会員企業へのアンケート調査」、「仲介事業者を対象にしたアンケート調査」は、委託先(㈱繊維情報システムセンター)にて集計・分析作業を行い、まとめた報告書が12/10日に提出された。それを基に、12/13日開催の第4回委員会で報告し内容の検討を行った。出状数、回答数については以下のとおり。

\*一般社団法人日本寝具寝装品協会会員企業へのヘルスケア表示寝具に係わるニーズ調査：

出状数：正会員企業37社+賛助会員6社+日羽協連8社=51社

回答数：37社 アンケート票の回収率： $37 \div 51 \times 100 = 72.5\%$

\*仲介者(ヘルスケア・サービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他)の寝具寝装品に対するヘルスケア・サービス・ニーズ調査：

101通出状 宛先該当なしで返送されたもの1通→出状数100通

回収数：48通 回収率：48.0%

上記2つの調査経緯は以上のとおりであるが、調査を通じて「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証制度や認証方法、制度の運用についての検討に、貴重な情報が得られた。

## ◆策定したヘルスケア認定寝具寝装品認証制度の普及展開

### (1)成果普及説明会の開催中止

- ①「ヘルスケア認定寝具寝装品の認定基準・認定審査方法・運用規程」寝具業界及び仲介者ヘルスケアサービスを仲介する医療関係者、ケアマネージャー、健康推進経営事業者他へ普及の為準備を整えていた。
- ② しかしながら 12 月末に中国・武漢で発生した「新型コロナウイルス」が日本国内でも感染があり、その後の政府判断や他の業界の中止、延期等を照らしあわせ延期の判断をした。
- ③ よって予定していた「説明会・セミナー」を来年度に行う事を決定し、コロナウイルスの終息に向けた情況をみて早い時期への行うこととした。

### (2)「JBA ヘルスケア認定寝具寝装品の認定制度とその運用について」

- ① 事業計画では、策定したヘルスケア認定寝具寝装品認証制度等の普及展開の為に策定した内容を小冊子にまとめ 300 部の印刷製本を行い普及展開のツールとしていく。
- ② 委員会の中で委員及び事前訪問調査企業から「認定制度・その運用」の必要性を受け印刷部数 800 部に増刷を決定し 2/28 に 50 部 3/5 に 750 部の納品を済ませた。  
今後の配布予定は、寝具寝装品業界関係者、ヘルスケア事業者等に 400 部、説明会実施時に 400 部の配布を予定している。

### (3)JBA ホームページ、スマートフォン等を介した情報提供の実施

ホームページページでの掲載コンテンツの内容

- ① 「JBA 健康寿命延伸産業創出事業(ヘルスケアサービス品質評価構築事業)」
- ② 経済産業省ヘルスケア産業課のプレスリリースされている「ヘルスケアガイドライン等のあり方」平成 31 年 4 月 12 日版
- ③ 国がめざすヘルスケアサービスの品質向上に向けた取り組みの紹介
- ④ 令和元年度 JBA 補助事業実施計画概要
- ⑤ JBA 会員企業及び仲介者向けアンケート調査の分析報告書
- ⑥ 実施した令和元年度事業のまとめ(最終報告書の要約版)

### (4)JBA が主催する各委員会での普及展開

各委員会及び協議会等での説明を積極的に行い認知度の向上を図った。

(組織強化人材育成委員会、需要創出・啓発委員会、コンプライアンス委員会他)

#### ◆ヘルスケアガイドライン策定で必須となる透明性について

1. 理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等
  - 1) 透明で中立的な場における議論
    - ① ガイドラインの策定委員会のメンバーは寝具寝装品の直接関係者だけでなく、下記のような寝具寝装品に関連する広域事業者をメンバーに加え、議論・審議・検討を進めた。
      - ・ダイトウボウ(株)ヘルスケア事業本部
      - ・帝人フロンティア(株)
      - ・ブリヂストン化成品(株)
      - ・(一財)ボーケン品質評価機構
    - ② JBAの他の委員会(需要創出・啓発委員会、コンプライアンス委員会、業種別部会、等)において、ヘルスケア機能表示に関して意見を聴取した。
    - ③ 仲介者向けアンケートの実施において、一般社団法人日本福祉用具供給協会に協力を要請し、当該協会の会員の中から介護福祉士、ホームヘルパー、福祉用具指導士・アドバイザー等100名を推薦してもらい、広くアンケートを行った。
  - 2) 業界団体以外の意見聴取、仲介者や利用者の視点を踏まえた議論
    - ① 寝具寝装品業界以外に、公益財団法人テクノエイド協会、一般社団法人日本福祉用具供給協会、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会、医療法人社団グッドスリープクリニック 日本睡眠学会専門医 睡眠環境・寝具指導士@山中隆夫氏、日本睡眠学会、一般社団法人日本アパレル・ファッショング産業協会、(株)ベネッセスタイルケア、上条百里奈氏等の介護福祉士、等から寝具寝装品のヘルスケア機能表示に関し意見を聴取した。
    - ② 上記「仲介者向けアンケート」で寄せられた介護福祉士、ホームヘルパー、福祉用具指導士・アドバイザー等の意見や視点を踏まえて、策定委員会を行った。
    - ③ ヘルスケア認定寝具寝装品の認定審査委員には、睡眠学関連医師、生理人類学者、福祉用具供給者、介護福祉士、繊維製品品質評価機関の実績者を予定し、業界団体以外の意見聴取、仲介者や利用者の視点を踏まえた意見が反映できる体制を整えた。
  - 3) 策定したガイドラインのHP等での開示
    - ① ガイドライン策定委員会の開催後、詳細にわたる会議の議事録を残し、事後直ちに関係

者に閲覧してもらった。(議事録は3/10日にまとめてホームページにアップした。)

- ② 実施した計7回のガイドライン策定委員会で配布した会議用資料もホームページにアップした。
- 4) 事業者に対して必要に応じて社会的責任に係わる情報の策定・開示を求める制度の構築
- ① 策定した「ヘルスケア認定寝具寝装品の認定申請・審査・運用制度」において、「企業の事業継続性」、「SDGsへの取組み」を審査評価項目に設け、申請する企業の社会的責任に係わる情報の策定・開示を求めた。
  - ② 申請企業の表示機能に関して、利用者の観点からの客観的なエビデンスの提供を必須事項にした。
2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由(委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス)
- ① 「仲介者向けのアンケート調査」、「JBA会員企業向けアンケート調査」、介護福祉士やホームヘルパー等からの意見聴取で寄せられた「介護の現場での寝具に対する要望事項の第1は、防汚・防水対策」という意見を基に、“丸洗いできる機能”、“防汚機能”、“防水機能”的評価点を上げた。
  - ② 昨今の「睡眠が十分に取れない」という人に対する“スリープテック”的報道とそれによる消費者の関心の高さに基づき、委員会で検討した結果従来になかった「スリープテック」の評価機能を設けた。
  - ③ 利用者の観点からの客観的なエビデンスの提供を必須事項にするという策定委員会の決定事項に基づき、健康／衛生／メンテナンス性についての審査用機能エビデンスは、公的又はそれに準ずる検査、学究、病院等の機関実証データとし自社データは原則不可とするようにした。

#### ◆ヘルスケアガイドライン策定で必須となる客観性について

1. 策定委員会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等
  - 1) 健康の保持増進や介護予防の効果となるエビデンスの開示体制について
    - ① 健康の保持増進や介護予防の効果を表現する製品の機能や効能については、その裏づけとなる科学的根拠が必須であるが、その根拠となる試験対象者数や測定方法、等について予めガイドラインに盛り込むことは、それぞれの製品によって試験方法や測定方法が異なるため、かなり難しいと思われる。
    - ② 寝具寝装品の場合、熟睡できれば当然疲労回復にもなり、血行促進効果があり健康増進にもなる。そのことは人間が経験を通じて認知している知識である。このように人間が経験を通じて認知している知識に関する機能や効能について、その裏づけとなる科学的根拠をどのような方法で得るのかを事前にガイドラインに盛り込むことはかなり難しい状況にある。
    - ③ 以上の認識のもと、委員会での客観的・公正な観点、及びボーケン品質評価機構の検査の内容、薬機法等から「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」を策定した。具体的には、認定・審査項目は、睡眠健康機能(60点満点)、衛生機能(15点満点)、メンテナンス機能(15点満点)、企業社会性(10点満点)の4項目・100点満点で評価することにした。
    - ④ さらに各項目には、項目構成要素を持たせ、例えば「衛生機能」であれば、制菌(特定)、抗ウイルス、消臭、制菌(一般)は各15点、防ダニ、防カビ、抗菌(抗菌防臭)、

防蚊は各10点といった8個の構成要素と配点を用意した。このような内容であればどの寝具寝装品メーカーも客観的な基準として捉えることが出来るからである。

- ⑤ 寝具寝装品にとって最も必要な「睡眠健康機能」は評価点は60点満点で、その中の構成要素は17項目あり、機能項目の「眠りの質改善(安・快眠)」、リカバリー(疲労対応)は各40点とし、他15項目は各25点として、エビデンスとの整合性を査証して合否を○×で判定し、申請項目3項目までその合計点数(上限60点)とする。このように客観的・公正な観点から委員会で検討し17項目について配点作業を時間をかけておこなった。
- ⑥ このようにして策定した「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」は説明会やホームページ(HP)を通じて開示した。(来年度もセミナーやHPを通じて積極的に開示・PRしていく予定)
- 2) 開示されたエビデンスの内容の用語の定義、情報源、対象数(人数・属性)、測定方法の明示と信頼性の確保について
- ① 各社から出される「ヘルスケア認定寝具の認定申請」に際しては、申請する機能や性能に関して、エビデンスをつけること(メンテナンス機能項目でエビデンス取得困難なものなどは自社見解調書を提出)、エビデンスには情報源、対象数(人数・属性)、測定方法の明示を義務付けることとした。
- ② これにより、JBAが策定したヘルスケア認定寝具寝装品の認証・審査・運用体制において、消費者や仲介者の信頼性の確保が図られると考えている。
2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由(委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス)
- ① 前述したように、「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の策定に際しては、委員会での客観的・公正な議論、及びボーケン品質評価機構等検査機関の検査の内容、薬機法、各委員の専門的な知識等を基に“客観的な観点”から策定した。
- ② 策定した「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の概要については前述のとおり。

#### ◆ヘルスケアガイドライン策定で必須となる継続性について

1. 理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等

① 継続性(事業者が継続してヘルスケアサービスを提供していくこと)に関する議論では、「ヘルスケア表示の認定申請を行ってきた企業の、企業業績、営業活動、人員構成、コンプライアンスへの意識」等を審査項目に挙げるべきだ、との意見が出された。

② 委員会では「事業者が継続して良質なヘルスケアサービスを提供していく」ことにウエイトを置き「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の中に下記「企業社会性」の項目を設けた。

③ しかし、委員会の意見として、「表面的に企業の業績を見るのには、決算報告書等があるが、当該企業のコンプライアンスや日々の営業活動までチェック項目に入れるのは難題である」との声が大勢を占めた。検討の結果、同業他社からの情報や取引状況からの判断も重要であり、そのような情報が入りやすいJBAが「継続性」の判断に加わった方が良いとの意見が出された。
2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由(委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス)

- ① 前述したように、アンケートやヒアリングの場では、ヘルスケアサービスの継続提供に関する要望は出されなかつたが、継続性(事業者が継続してヘルスケアサービスを提供していくこと)の重要性から、委員会での検討の結果、策定した「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の中に4番目の評価・審査項目として「企業社会性」の項目を設けた(配点:上限10点)。「企業社会性」は「事業継続性:10点」、「SDGs取り組み他:10点」から構成することにした。
- ② 「事業継続性」は業歴、規模、CSR(労働基準法、下請法、特定商取引法、家表法、景表法、薬機法、等の順守)、CS組織活動、BCR事業継続計画シート、他から総合的に評価する。
- ③ また「SDGs取り組み他」は3R(リデュース、リユース、リサイクル)、外部認証(ISO、エコテックス、エコサート、エコマーク等)活用等から総合的に評価することにした。

# ヘルスケア認定寝具制度

＜ヘルスケア認定寝具認定基準＞

2020年2月28日策定

2022年1月31日改定

## 第1条 目的

寝具寝装品のヘルスケアに係わる機能、品質の基本条項を定めることにより、一般健常者や在宅の要介護者がヘルスケア認定寝具のサービスを有効利用するためには、仲介事業者（介護施設、ケアマネージャー、福祉用具ショップ、寝具小売店等）が、サービスの品質を正しく判断し、選択できる流通システム構築を目的とする。

## 第2条 定義

ヘルスケア認定寝具とは、一般健常者や在宅の要介護者が睡眠による健康保持、健康増進を図り、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資するものであり、経済産業省ヘルスケア産業課「2019年4月：ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定した「ヘルスケア認定寝具制度」に則して、表示する健康機能を証明する第3者検証機関での科学的根拠を有し、ヘルスケア認定寝具認定委員会（以下認定委員会という）が認定した寝具寝装品を言う。

## 第3条 対象品目

第4条1項（1）睡眠健康機能に挙げる機能を有する「掛けふとん」、「敷きふとん」、「まくら」の寝具寝装品を対象とする。

掛けふとん：掛けふとん（厚薄合せタイプを含む）、合掛けふとん、肌掛けふとん  
夏掛けふとん（キルトケットを含む）、かいまき、他

敷きふとん：敷きふとん（ムートン敷を含む）、マット敷き、ベッドトップ一  
ベッドパッド、他

まくら：頭部用まくら、肩用まくら、腰用まくら、足用まくら、抱きまくら、他  
但し、介護保険法「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸  
与に係る福祉用具の種目」及び、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性  
の確保等に関する法律」（薬機法）の対象品目は除外する。

## 第4条 評価項目

1. 下記に挙げる審査項目の総合点で評価する。

（1）睡眠健康機能

（2）衛生機能

(3) メンテナンス機能

(4) 企業社会性

2. 各審査項目は下記の具体的な機能及び性質に分けられ、該当製品が有する機能及び性質項目がヘルスケア認定寝具として適正であるかを評価する。

(1) 睡眠健康機能

(項目)

睡眠健康機能は下記に示す各項目の定義に則した機能項目とし、これに属さない機能項目については対象外とする。ただし、機能項目の表現は定義に則していれば下記に示す文言と同一でなくても良い。

尚、下記の表現は一般的な機能性を示すものであり、該当製品に係る法規等を考慮した表現ではないので、個々の製品等における機能表現については該当する法規等に照らし合わせて各社の責任において表現・表示を行うこと。

	睡眠健康機能項目	項目の定義	エビデンス用データ
①	眠りの質改善 (安・快眠)	睡眠リズムを整えて 身体、脳、自律神経も休ませる眠りにいざなう手法	・P S G ・メラトニン等測定 ・有意差検定
②	リカバリー (疲労対応)	心身の疲れを睡眠中にサポートし、活気、活力の向上を図る(ウェアは一般医療機器対象)	・P S G ・P O M ・有意差検定
③	スリープテック	IOT 活用の寝室環境含めた睡眠サポートシステム	・IOT 利用の家電等連携機能
④	生体センシング	睡眠を可視化するセンサー内蔵する製品 * 薬機法品目の為、医療機器認定品不可	・圧電等センサー内蔵
⑤	血流への作用	温熱、浮力、圧着等で血流は促進され、滞ると筋肉の凝り、体温低下等の主要因となる	・血流データ ・P O M ・有意差検定
⑥	腰への負担が減少	敷き 3 大支持性能（寝姿勢、体圧分散、寝返り性）が身体への負担が少なく腰にもよい	・体圧測定データ ・J B A ラベル ・有意差検定
⑦	調温調湿	寝床内環境 温度 33 度±1 °C、湿度 50 % プラス±5 % の最適環境を創出保持する	・実測データ ・素材 J I S 試験
⑧	いびきの減少	上気道が狭くなり、粘膜が空気圧で振動し、いびきとなるのを軽減する	・P O M ・動脈酸素濃度測定

			・有意差検定
⑨	体圧分散性	人体は部位により重さがことなり、寝床でバランスよく体圧を分散し受け止める	・体圧測定データ ・J B A ラベル
⑩	寝返り性	寝床内温湿度や血液循环等で寝返りし、素材と構造で性能差が生じ、敷は反発弾性と硬さで判定	・実測データ ・J B A ラベル
⑪	肩(首)負担が減少	まくらには背骨 S 字曲線の基点となる頸部中心に無理なく支える高さと形状が求められる	・頭部・頸部・肩部の圧力バランス測定 ・有意差検定
⑫	横向き寝が楽	東洋医学は横向き寝が楽な寝方（シムス体位）で、呼吸しやすく、腰への負担も少ない	・寝姿勢測定データ ・体圧測定データ
⑬	寝姿勢保持	直立時の背骨 S 字曲線が寝床内でも保持できることで身体への負担を減らす	・寝姿勢測定データ
⑭	保溫性 (冷えの対処)	空気層で断熱効果を高めることで熱放出をしくする仕様構造である	・実測データ ・C L O 値 ・サーモグラフィー
⑮	アレルゲンの低減	喘息、アトピー、花粉症等疾患要因。繊維上の花粉由来蛋白質（ダニ抗原、ハウスダスト含）を低減。ISO 化準備中 基準値未定	・実数比較値 ・有意差検定
⑯	接触冷感	触れるとひんやり感じる感覚で、熱の伝導性であり最大熱吸収速度 $q^-_{\text{max}}$ 値で評価する	・J I S 実測データ ・ $q^-_{\text{max}}$ 値 ・サーモグラフィー
⑰	吸湿発熱	体からの不感蒸泄等を繊維自体が吸収し、熱エネルギーに変換し発熱する	・実測データ ・素材 J I S 試験 ・サーモグラフィー

#### (試験機関)

エビデンス用データは、下記の機関及び施設で試験されたデータであることを必須とし、自社試験及び自社調査データは、参考データ扱いとする。

- ・大学研究施設
- ・病院（病院内治験）
- ・公的及び第三者検査機関
- ・素材企業（素材企業内試験室又は指定する検査機関）
- ・学会系研究機関

#### (臨床試験)

臨床試験を実施する際は、下記の条件に則して行う。

- ・有意差検定の有無
- ・ランダマイズの制約は設けない。
- ・比較品データの場合、比較品は一般標準市販品とし製品の詳細仕様を明記する。
- ・眠り(睡眠)の質に係る評価の場合、  
睡眠の質におけるその他の評価方法として、メラトニン、成長ホルモン、  
コルチゾール等の指標の測定、及び自律神経バランス LF / HE ストレス指標の  
測定とする。
- ・JBA マット敷きラベルは、寝返り性、快適性、耐久性機能を 4 ツ星評価目安  
している。

### (2) 衛生機能

ヘルスケアに係る衛生機能であることを考慮し、下記の機能項目とする。

	衛生機能項目	対象項目、試験方法及び評価基準
①	制菌（特定）	JIS L 1902 抗菌活性値 > 標準布の増殖値
②	抗ウィルス	JIS L 1922 抗ウィルス活性値 ≥ 3.0
③	消臭	対象となる臭気は、排泄臭、加齢臭、汗臭、たばこ臭、生ごみ臭 (複数ある場合は総合評価)
④	制菌（一般）	JIS L 1902 抗菌活性値 ≥ 標準布の増殖
⑤	防ダニ	JIS L 1920 忌避試験 中わた／ガラス管法、側地／侵入阻止法 JIS L 1920 増殖抑制試験 中わた／B 法 忌避率・増殖抑制率 共に 50%以上
⑥	防カビ	JIS L 1921 黒麹カビ、アオカビ、クロカビ、白癬菌の 4 種中、2 種 以上のカビを選択試験。抗カビ活性値 ≥ 3.0
⑦	抗菌（防臭）	JIS L 1902 抗菌活性値 ≥ 2.2
⑧	防蚊	JIS L 1950-1 生地の吸血阻止法(カケンのみ可能) JIS L 1950-2 生地の強制接触法(蚊帳, カーテン等で接触殺虫・気絶)

### (3) メンテナンス機能

ヘルスケアに係るメンテナンス性を考慮し、下記の機能項目とする。

	メンテナンス機能項目	対象項目、試験方法及び評価基準
①	丸洗い	JIS L 1930 C 形洗濯機（容量 7 ~ 10 kg）にて、取扱い絵表示に基づく洗濯・脱水が実施できること
②	防水	JIS L 1092 低水圧法 300mm 以上
③	防汚	JIS L 1919 一社) 繊維評価技術協議会法の基準

④	速乾	JIS L 1930 C形洗濯機(容量 7 ~ 10 kg)にて取扱い絵表示に基づく洗濯・脱水を行った後、標準状態(20°C, 65%RH)にて 30 分(或いは 60 分)毎に測定し、洗濯前重量まで乾燥する時間を求める(最大 8 時間まで測定する)。 6 時間以内を評価の目安とする。
⑤	取扱い性	従来品と比較して利便性・使い勝手の良さ等に優位性が認められること(厚薄 2 枚仕立て、カバー取付性、一枚敷、高さ調節、収納性、軽さ等)
⑥	防炎	防炎協会認定 (防炎ラベル、難燃ラベル)
⑦	再生	ふとん打直し等の再生可能な素材や仕様構造を有し、再生流通システムが利用できること
⑧	耐久性	素材、仕様構造等により、耐久性に優位性が認められること(生地: 引裂強度や摩擦係数、詰めもの: 回復性等)
⑨	フィット性	素材特性・仕様構造等により、掛のまとわり性能、敷き及びまくらの寝姿勢の適正保持性能に優位性が認められること
⑩	吸水性	JIS L 1907 布帛試験用滴下法 織物 60 秒以下 JIS L 1907 パイル試験用沈降法 60 秒以下
⑪	制電性	JIS L 1094 半減期測定法 30 秒以内、摩擦帶電圧測定法 2,000V 以下

#### (4) 企業社会性

経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」における継続性の観点に関連して「事業者がヘルスケアサービスを継続して提供することが可能であることを明らかにするため、人的資源や財務基盤がどの程度用意されているのか」を示す指標として、下記の項目を製造企業の社会性を図る項目とする。

企業社会性項目	評価項目
① 事業継続性	業歴、規模、CSR (労働基準法、下請法、個人情報保護法、家表法、景表法、有害物質規制法、景表法、薬機法、P L 法、消費生活用製品安全法、特商法、割賦販売法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法 等の順守)、CS 組織活動、BCP 事業継続計画シート 他
② SDGs 取組	SDGs 17 分類 169 項目、 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) 外部認証団体加盟 (ISO、エコテックス、エコサート、FCO マーク等) その他

#### 第5条 認定機関

一般社団法人日本寝具寝装品協会「ヘルスケア認定寝具策定委員会(以下 策定委員会)」が定める認定員会が審査、認定を行う。

尚、認定委員は、策定委員会が推挙する各界有識者数名で構成する。

## 第6条 評価基準

1. 該当製品が有する機能及び性質項目が、ヘルスケア認定寝具として適正 且つ評価に値するかを審査する。
2. 評価については、各項目のエビデンスの有無、及び、試験機関や試験方法等の難易度、信憑性 等を根拠として審査を行う。
3. 睡眠健康機能においては、①眠りの質改善 及び ②リカバリー(疲労回復)の 2 項目は 40 点とし、その他の項目( ③～⑯)は 25 点とする。ただし、有する機能の 3 項目までを評価点とし、合計点数が 60 点を超える場合は 60 点を上限とする。
4. 衛生機能においては、①制菌(特定) ②抗ウイルス ③消臭 ④制菌(一般) の 4 項目は 15 点、⑤防ダニ ⑥防カビ ⑦抗菌(防臭) ⑧防蚊 の 4 項目は 10 点とする。ただし、有する機能の 2 項目までを評価点数とし、合計点数の上限を 15 点とする。
5. メンテナンス機能においては、すべての項目を 10 点とする。ただし、有する機能の 2 項目までを評価点数とし、合計点数の上限を 15 点とする。
6. 企業社会性においては、認定承認の必の評価項目とし、上限を 10 点として 2 項目を総合評価する。
7. 「睡眠健康機能」「衛生機能」「メンテナンス機能」「企業社会性」の 4 項目の評価点数を合計し、60 点以上を認定の基準とする。ただし、評価合計点が 60 点を超えていても「企業社会性」が評価されない場合は認定されない。
8. 不適合判定された項目（機能）は、認定寝具として機能表示することは出来ない。

## 第7条 認定ラベル

認定委員会が認定した製品に対して、「ヘルスケア認定寝具」のラベルを製品に添付することが出来る。

## 第8条 運用規定

この規定の運用に関しては、運用管理規定を別に定める。

## 第9条 有効期間

本ガイドラインは有効期間を改定期日から 2 年間とし、有効期間中においてガイドライン策定委員会にて、対象品目・評価項目・エビデンス項目を重点項目として見直し・修正の検討を行い、必要がある場合には改定を行うものとする。

## 4. ヘルスケア認定寝具制度 <ヘルスケア認定寝具運用規程>

2020年2月28日策定  
2022年1月31日改定

### 1. 運用規定

#### 第1条 目的

経済産業省ヘルスケア産業課「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に則したJBA自主基準により認定される「JBAヘルスケア認定寝具（以下 認定寝具）」に関して透明且つ客観性に基づいた運用が継続的になされることを目的とする。

#### 第2条 定義

(1) 認定寝具の認定を受けようとする者は、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下JBAという）へ個別加盟していることを前提とする。加盟団体傘下の企業についても同様に個別加盟の対象とする。

(2) 会員企業より認定寝具の認定申請があった場合、ヘルスケア認定委員会（以下認定委員会という）において審査し認定の合否を決定する。

申請及び認定審査については、半年を単位とした2期制を基本とする。

（上期）申請期間：3月～8月 認定審査：9月

（下期）申請期間：9月～2月 認定審査：3月

ただし、申請数量等により認定審査委員会を申請期間の途中で追加開催することを拒まない。

#### 第3条 申請

認定申請に際しては、ヘルスケア認定寝具審査申込書の各機能性項目に、製品に表示されるすべての機能項目を記入する。また、記入したすべての機能性のエビデンス資料等の書類を審査料と共に、ヘルスケア認定寝具認定委員会事務局に提出する。

#### 第4条 認定

(1) 認定の合否については文書にて通知する。ただし、認定委員会での審査内容（合計点数、合否理由等）については公開しない。

(2) 認定審査に合格した認定寝具には認定番号が付与され、認定番号が記載されたヘルスケア認定寝具ラベル（以下 ヘルスケアラベル）を添付することが出来る。  
ただし、該当製品にヘルスケアラベルを添付せずに、カタログ等に認定寝具であることや認定番号等だけを表記することは出来ない。

(3) 認定寝具には、申請・認証された機能項目以外の機能性を表示することは出来ない。

(4) 認定審査に合格した認定寝具は、JBAホームページに「ヘルスケア認定寝具」

として掲載する。

## 第5条 諸費用

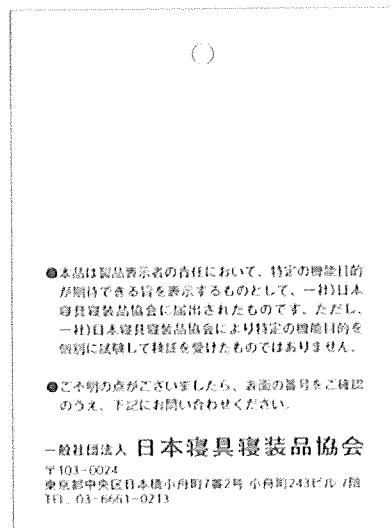
- (1) ヘルスケア認定に際しては、審査料金及び認定料金が発生する。認定の可否に問らず審査料金は返金されない。
- (2) 申請する機能性項目が評価項目数(睡眠健康機能×3項目、衛生機能項目×2項目、メンテナンス機能項目×2項目)を超える場合は別途、審査料金が発生する。
- (3) ヘルスケア認定寝具に係る費用（申請料、認定料、ラベル代金 等）については、策定委員会において決定するものとする。

## 第6条 ガイドラインの改廃

策定委員会は、必要があると認められた場合、JBAヘルスケア認定寝具ガイドラインの改廃の是非を検討し、必要に応じて改廃することが出来る。

## 第7条 ラベルの制定

JBAは、JBAヘルスケア認定寝具を推進するため、下記のラベルを定める。



## 第8条 ラベルの使用

- (1) 認定された製品を「ヘルスケア認定寝具」として製造・販売する際は、必ず認定製品にヘルスケアラベルを添付しなければならない。
- (2) ヘルスケアラベルを使用した製品については、ヘルスケア認定寝具の認定を受けた者が全ての責任を負うものとする。
- (3) 自社が販売する製品に添付する目的以外に、ヘルスケアラベルを譲渡してはならない。
- (4) 上記の目的以外にヘルスケアラベル及びヘルスケアマークを使用する場合は、

協会の許可を得なければならないものとする。

- (5) J B A より認定を受けた表示者が、次に規定する何れかに該当するに至ったときは、手元に残っているヘルスケアラベルのすべてを遅滞なく無償で返還しなければならないものとする。
1. 表示者が本会会員団体を脱退したとき。
  2. 表示者が事業を廃止したとき。
  3. 当規定に違反したとき。
  4. ヘルスケアラベルを変造又は模造して使用したとき。
  5. その他、協会が必要あると認められるとき。

## 第9条 ロゴマークの使用

「第7条ラベルの制定」に定めるラベルデザイン全体（表面）、又はラベルデザインの一部（表面上部のマーク等）をヘルスケア認定寝具ロゴマーク（以下ロゴマーク）と定め、下記の条項に則して使用すること。

- (1) ロゴマークは下記の販促媒体にのみ使用することが出来る。
- ① カタログ
  - ② チラシ
  - ③ W E B
  - ④ パッケージ
- (2) ロゴマークを使用するものは、ロゴマーク使用申請書(形式3)を提出し、使用許諾を受けなければならない。
- (3) ロゴマークは、該当製品のみがヘルスケア認定寝具であると明確に分かるよう に該当製品の近傍に表示する。また、タイトル名や社名等の近傍に表示するなど、 あたかも全体が該当するかのような表示はしてはならない。
- (4) ロゴマークは指定色（Pantone2945）または黒色を使用する。また、サイズの拡大 縮小は問わないが縦横の比率の変更は不可とする。
- (5) ロゴマークを表示した認定寝具については、ロゴマークを表示した者がすべての 責任を負うものとする。
- (6) ロゴマークは譲渡してはならない。
- (7) ロゴマークを使用する認可企業が、次に規定するいずれかに該当するに至った時 は、ロゴマークの使用を禁止する。
1. 表示者が本会会員団体を脱退したとき
  2. 表示者が事業を廃止したとき
  3. 当規定に違反したとき
  4. ロゴマークを変造又は模造して使用したとき
  5. その他 協議会が必要と認めたとき

## 第10条 表示者の遵守事項

### (1) 責任

ヘルスケア認定寝具のラベル及びロゴマークを使用又は認定寝具である旨の表示を行う者（表示者）は、その機能性について全ての責任を負い、消費者及び仲介者からの説明要求やクレーム等に対応するものとする。

また、表示者は、ラベルを付した製品を法令に違反する方法により消費者に販売している事業者又はそのおそれがある事業者に対し、直接又は間接を問わず、また法令違反の事実を認識しているか否かを問わず、ラベルを付した製品を供給してはならないものとする。

### (2) エビデンスの開示体制

表示者は、各評価項目の認定された機能性について、その妥当性を示すエビデンスデータを保持し、消費者及び仲介者に説明を求められた場合には、速やかに開示できる体制を整えておくこと。

ただし、エビデンスデータの内容が自社機密事項等に抵触する場合に限り、他の方法を以て要求に対する説明が出来ることを条件として、データの未開示を妨げないものとする。

### (3) 機能性の表示・表現

表示者は、当該品の機能表現について、該当する法規等に照らし合わせて表示者の責任において表示・表現を行うこと。

## 第11条 違反に対する措置

ヘルスケア認定寝具制度に違反した事実が明らかとなった場合、策定委員会及び認定委員会はその当該会員に対して必要な措置を講ずることができる。

(1) 当該会員に対して文書（警告文を送付）をもって違反の事実を示し、速やかに改善を求めるとともに、違反の原因と改善策についての報告書を1ヵ月以内に提出することを求めるものとする。

(2) 策定委員会及び認定委員会は、当該会員から提出された改善報告書を審査し、その改善内容が不十分であると判断される場合は、当該会員に対し、下記の改善方法等を指導できるものとする。

1. 改善報告書の徴収
2. ラベル交付の停止
3. 未使用ラベルの無償返還
4. ラベル使用許諾の取り消し
5. 違反行為により直接又は間接的に協会に与えた損害の賠償請求
6. 違反事実の公表
7. 違反の事実が認められた場合、該当製品の回収を表示者が責任をもって行い、その流通ルートと販売済み（対小売店）の数量を具体的にJBAに

提出する。

#### 8. その他、JBAが必要と認めた措置

#### 第12条 禁止事項

会員並びに表示者は、ヘルスケア認定寝具ガイドラインに抵触する類似の規定を定め又は表示を行うことを旨とする取り決めをしてはならない。

表示者が本規定に基づく表示を行ったうえに、さらに主旨を達成するための表示行為については、これを妨げない。

#### 第13条 その他

本規定で定められていない事項については策定委員会で定めるものとする。

## 2. コンプライアンス委員会規約

第1条 本協会の定款第48条に基づき設置されたコンプライアンス委員会（以下「委員会」という）の規約を次のとおり定める。

1. 委員会の委員の定数は、4名以上10名以内とする。

2. 委員の任期は、2年とする。

但し、補欠又は増員のため選任された委員の任期は、その前任者又は現任者の残存期間とする。

3. 委員長及び委員の再任は、これを妨げないものとする。

4. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

但し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理又は代行する。

5. 委員長の選任は、理事会で行うものとする。

6. 委員の選任は委員長が行い、理事会の承認を得るものとする。

7. 委員会は委員長が招集する。

8. 委員会の議長は、委員長が行うものとする。

9. 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところとする。

10. 委員会は、原則として四半期に1回開催し、運営、企画、及びその他必要事項について審議し、又は決定するものとする。

11. 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成しなければならない。

12. 委員会は、年度末までに次年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出し、その承認を得て、会長の意向に沿い事業を行うものとする。

13. 委員会は、その事業活動の状況を定期的に会長及び理事会に報告するものとする。

14. 委員会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

15. 専門委員は、委員長が指名する。

16. 任期中の委員を変更するときは、変更届を理事会に提出しなければならない。

### 3. 試買テスト実施要領

#### 1. 適用範囲

この要項は、一般社団法人日本寝具寝装品協会コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）が行う試買テストについて適用する。

#### 2. 目的

試買テストは、ヘルスケア認定寝具の適正化を図るため、市場で販売されているヘルスケア認定寝具ラベルが添付された寝具を購入し、表示内容の確認を行い、消費者の寝具に対する信頼を高めるとともに、寝具の品質向上を図ることを目的とする。

#### 3. 試買方法

- (1) 試料の購入は、原則として半期に1回行うものとし、また必要に応じて購入することができる。
- (2) 試料の購入時期、購入品目、購入場所、購入方法等は委員会で定める試買方法によるものとする。
- (3) 試料は、ヘルスケア認定寝具ラベルが添付されている寝具及び健康機能を謳っている一般寝具を対象とする。

#### 4. 試料の検査

##### (1) 検査機関

検査は、JBAが推奨する検査機関又はJBA事務局で行うものとする。

##### (2) 検査項目

1. 申請・承認された製品の機能性表示方法（表現方法）が該当する法規等に抵触する可能性の有無。
2. 機能表示の根拠データの信憑性。

##### (3) 検査方法

1. 必要と判断された場合、根拠データと同一の試験を実施する。
2. その他必要とされる試験を行う。

##### (4) 検査結果の処理

検査の結果、ヘルスケア認定寝具制度に定める内容にその寝具の表示内容が違反しているときは、次の処置を行うものとする。

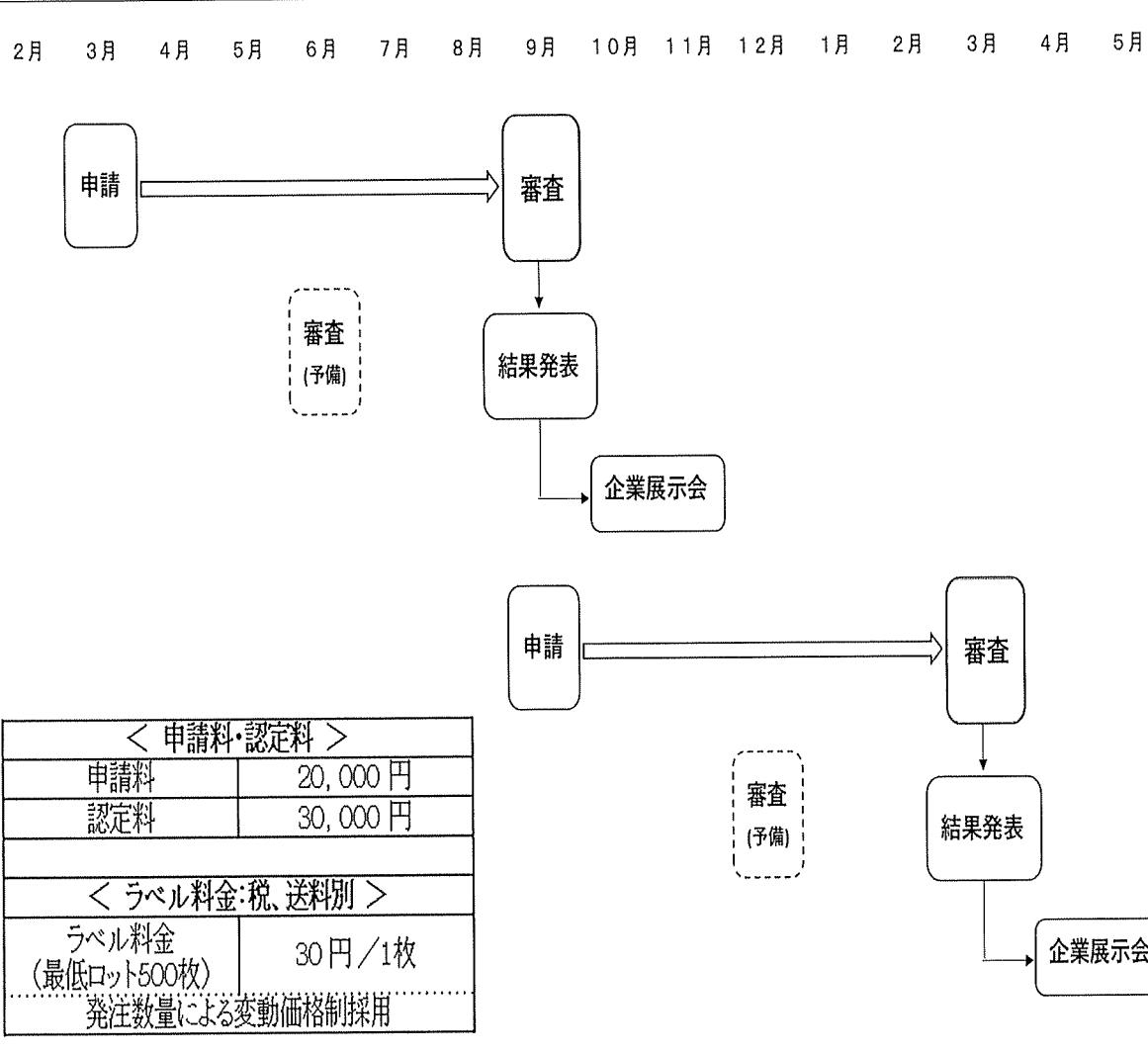
1. 委員会は、当該会員に対し文書で違反の事実を示し、その是正につき速やかに改善を求めると同時に、改善報告書の提出並びに原則として当該製品の回収及び回収報告書の提出を求めるものとする。
2. 委員会は、当該会員から提出された改善報告書、回収報告書を審査し、その改善内容等が不十分であると判断される場合には、当該会員に対して改善方法等を指導できるものとする。
3. 委員会は、前号の求めに応じないと認められた場合、当該会員に対して

事情聴取を行うことができるものとする。また、事情聴取の結果、必要あると認められた当該企業に対しては、改善を求めることができるものとする。

4. 委員会は、前号の求めに応じない場合、運用規定第9条（違反に対する措置）の手続きをとることができるるものとする。

ただし、その場合には当該企業に対して文書をもってその旨を通知するものとする。

## ヘルスケア認定寝具 申請・審査 フロー



# 形式(1) ヘルスケア認定寝具認定委員会 事務局宛

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町 7-2 小舟町 243 ビル7F

一般社団法人 日本寝具寝装品協会内

☎03-6661-0213

## ヘルスケア認定寝具審査用 申込書

(JBA/HP からダウンロード)

\* 下記の欄(網掛部分を除く)を 別表ヘルスケア認定寝具認定基準 を参照されて記入し、裏付(エビデンス、会社経歴書、カタログ等)資料を 添付し事務局宛郵送して下さい。

申請企業名		申請部署 役職		申請者氏名	
品名		商品管理番号(S) 同一品サイズ違い(D)		連絡電話番号	

分類 No.	機能項目	機能特性ポイント	添付エビデンスの検査 機関名称 他(自社 資料)	採点欄		備考
				合否	採点	
1) 睡眠健康機能:: 申請機能評価／3項目以内で申請し、その評価点数の合計点				○ × (合計上限 60 点)		
No.	・	・				
No.	・	・				
No.	・	・				
				点		
2) 衛生機能 :申請機能評価／2項目以内で申請し、その評価点数の合計点				○ × (合計上限 15 点)		
No.						
No.						
				点		
3) メンテナンス機能 : 申請機能評価／2項目以内で申請し、その評価点数の合計点				○ × (合計上限 15 点)		

No.						
No.						
点					点	
4)企業社会性： ①と②の2項目評価／2項目評価点数の合計点					○ × (合計上限 10 点)	
①	事業継続性	.	.			
②	SDGs 取組 み 他	.	.			
点					点	
総合計点数					点	

#### ■審査ポイント

- \* エビデンスは、公的、それに準じる第3者検査機関、大学、学会施設、病院内治験、素材企業等の実証データとする。比較データは一般標準品で製品仕様を明記して添付必須である。但し、データ取得困難なメンテナンス機能項目は自社試験、調査、解説資料を参考データ評価対象とする。
- \* 企業社会性審査は、JBA会員企業であり、事業歴・規模、CSR、CS体制や、SDGsへの取組み、他(3R、外部認証等)の該当する項の提出書類(会社経歴書、販促物、説明資料等)を審査する。
- \* 審査は、4分類9項目以内で 提出エビデンスレベルの 合否○× 採点とする ⇒ 企業社会性 10点必須条件とし総合計点数が 60点以上を認定する。

---

#### ■ヘルスケア認定寝具認定委員会事務局 記入欄

申請受付日	年月日		申請受付番号	No.	品目分類	—	審査料入金日	年月日
審査日	年月日		認定合否 ○印	合格 不合格	認定料入金日	年月日	認定番号	No.

提出日 年 月 日

形式(2)

年 月 日

## ヘルスケア認定寝具ラベル交付申請書

下記の通り ヘルスケア認定寝具ラベルの交付を申請致します。

貴社名			
住所	〒		
ラベル管理責任者	<input type="checkbox"/> 印	連絡先	<input type="checkbox"/> 電

No.	製品名	貴社商品管理番号等	ヘルスケア認定寝具認定番号	交付申請数量／枚
		(S)		
		(D)		

- \* 最少交付申請数量：500枚（以降100枚単位）
- \* ラベル単価：500～1,000枚：30円／枚 1,001～3,000枚：25円／枚  
3,001～5,000枚：20円／枚 5,001枚以上：10円／枚
- \* 送 料（税別）：1,000円（全国一律）

(納品先)

会社名		担当者名
住所		Tel Fax

JBA:(一社)日本寝具寝装品協会 事務局宛

E-mail:ino@jba210.jp FAX03-6661-0214

チェック欄	JBA受付日	ラベル手配日	手配No	発送日

形式(3) 「ヘルスケア認定寝具 TM」 ロゴ商標使用申請書

提出日 年 月 日

ヘルスケア認定番号	No.	JBA 確認 <input type="checkbox"/>	年 月 日
商品名	・	<input type="checkbox"/>	[使用認定○印] 可 否
貴社商品番号 (S)	・	<input type="checkbox"/>	
勤務先	会社名 所属部署／役職 申請担当者名 住所 電話番号 E-mail	所属部署： 役職： 印	
商標使用 申請内容]	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記 内容具体的に記載して下さい。 注：認定製品にのみ商標使用原則です。</li> </ul> <p>・ 使用予定期間      • 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>・ 使用掲載販促物      ○印 • カタログ • チラシ • ウェブ • パッケージ • 他 ( )</p> <p>・ 掲載文言等の内容 ラフ版下(案)があれば 別紙添付して下さい</p> <p>* 運用規程第 9 条 ロゴマークの使用項目 参照して下さい</p> <p>・ その他      * カラー指定 PANTONE2945 黒色使用可 * 掲載サイズは縦横縮尺変えずに 文字判読できる範囲で使用して下さい。</p> <p>■ 認定条件 (委員会記)</p>		

JBA (一社) 日本寝具寝装品協会内：ヘルスケア認定寝具審定委員会 事務局宛

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町 7-2 小舟町 243 ビル 7F

☎ 03-6661-0213

FAX03 - 6661 - 0214

E-mail:info@jba210.jp

# JBA : ヘルスケア認定寝具評価の目安 2020.02.28

JBA : ヘルスケア認定寝具策定委員会

## 1) 睡眠健康機能 60点

\*機能No.①、②は1項目40点、他③～⑯は1項目25点とする、申請評価は3項目迄でその合計点数（上限60点）

調査集計						
No.	睡眠健康機能項目	項目の定義	エビデンスの条件／種類			介護 JBA
①	眠りの質改善（安・快眠）	・睡眠リズムを整えて 身体、脳、自律神経も休ませる眠りにいざなう手法	PSG	メラトニン等測定	有意差検定	25 7
②	リカバリー（疲労対応）	・心身の疲れを睡眠中にサポートし、活気、活力の向上を図る（ウェアは一般医療機器対象）	PSG	POM	有意差検定	8 3
③	スリープテック	・IoT活用の寝室環境含めた睡眠サポートシステム	IoT利用の家電等連携機能			5 1
④	生体センシング	・睡眠を可視化するセンサー内蔵する製品 ＊薬機法品目の為、医療機器認定品不可	圧電等センサー内蔵			4 0
⑤	血流への作用	・温熱、浮力、圧着等で血流は促進され、滞ると筋肉の凝り、体温低下等の主要因となる	血流データ	POM	有意差検定	9 4
⑥	腰への負担が減少	・敷き3大支持性能（寝姿勢、体圧分散、寝返り性）が身体への負担が少なく腰にもよい	体圧測定データ	JBAラベル	有意差検定	15 4
⑦	調温調湿	・寝床内環境 温度 33度±1°C、湿度 50%±5%の最適環境を創出保持する	実測データ	素材JIS試験		11 6
⑧	いびきの減少	・上気道が狭くなり、粘膜が空気圧で振動し、いびきとなるのを軽減する	POM	動脈酸素濃度測定	有意差検定	4 0
⑨	体圧分散性	・人体は部位により重さが異なり、寝床でバランスよく体圧を分散し受け止める	体圧測定データ	JBAラベル	33	12
⑩	寝返り性	・寝床内温湿度や血液循環等で寝返りし、素材と構造で性能差が生じ、敷は反発弾性と硬さで判定	実測データ	JBAラベル	17	5
⑪	肩（首）負担が減少	・まくらには背骨S字曲線の基点となる頸部を中心に無理なく支える高さと形状が求められる	頭部、頸部、肩部の圧力バランス測定		有意差検定	3 0
⑫	横向き寝が楽	・東洋医学は横向き寝が楽な寝方（シムス体位）で、呼吸しやすく、腰への負担も少ない	寝姿勢測定データ	体圧測定データ		7 4
⑬	寝姿勢保持	・直立時の背骨S字曲線が寝床内でも保持できることで身体への負担を減らす	寝姿勢測定データ			14 4
⑭	保温性（冷えの対処）	・空気層で断熱効果を高めることで熱放出をしにくくする仕様構造である	実測データ	CL0値	サーモグラフィー	* *

⑯	アレルゲンの低減	・喘息、アトピー、花粉症等疾患要因。繊維上の花粉由来蛋白質（ダニ抗原、ハウスダスト等）を低減。ISO化準備中 基準値未定	実数比較値		有意差検定	4	8
⑰	接触冷感	・触れるとひんやり感じる感覚で、熱の伝導性であり最大熱吸収速度 $q_{\text{max}}$ 値で評価する	JIS 実測データ	$q_{\text{max}}$	サーモグラフィー	*	*
⑱	吸湿発熱	・体からの不感蒸泄等を繊維自体が吸収し、熱エネルギーに変換し発熱する	実測データ	素材JIS 試験	サーモグラフィー	10	9

\* 睡眠健康機能を製品又は広告表記の場合は、各都道府県薬務課に必ず確認して使用して下さい。

#### \*エビデンスの条件／種類

試験機関（他）		・大学研究施設 ・病院内治験 ・公的及び第3者検査機関 ・素材企業データ ・学会系研究機関 ・（自社資料）
臨床試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有意差検定の有無</li> <li>・ランダマイズ（無作為な順序で表示等）制約なし</li> <li>・比較品データ ⇒ 一般市販標準品とし製品仕様明記し 添付必須</li> <li>・睡眠の質評価 ⇒ PSGは 睡眠効率、深睡眠率、中途覚醒回数 の何れかの有意差</li> <li>・睡眠の質評価 ⇒ 各種ホルモン、メラトニン、成長ホルモン、コルチゾール等の測定</li> <li>・睡眠の質評価 ⇒ 自律神経バランス LF/HFストレス指標</li> </ul>
(解説)	有意差検定	複数のグループの数値の間に有意差があるかどうかを検証する為の統計学的な操作のこと
	PSG	ポリソムノグラフィ 終夜睡眠ポリグラフ検査（脳波、眼球運動、心電図、いびき、体動、動脈血酸素飽和度等の生体现象測定
	POM	パルオキシメーター 指先や耳たぶに付け、動脈血酸素飽和度等と脈拍数を測定装置
	LF/HF指標	ストレス指標 LF交感神経とHF副交感神経の緊張状態により心拍変動へのLFとHFの変動波の大きさ変化を利用し自律神経バランスを推定
	JBAラベル	JBA機能評価目安：寝返り性（反発弹性×硬さ）、快適性（保温性×透湿性）、耐久性（へたりにくさ）を4つ星評価 体圧分散性のみ任意表記

#### 2) 衛生機能：15点

\*機能No.①～④は1項目15点、⑤～⑧は1項目10点とする（但し、側／詰めもの両方加工は+5点）。

申請評価は2項目迄でその合計点数（上限15点）

			介護	JBA
①	制菌（特定）	JIS L 1902 抗菌活性値>標準布の増殖値	15	8
②	抗ウイルス	JIS L 1922 抗ウイルス活性値 $\geq 3.0$	0	2
③	消臭	織技協法 ⇒ 排泄臭、加齢臭、汗臭、たばこ臭、生ごみ臭等の測定データ	27	16
④	制菌（一般）	JIS L 1902 抗菌活性値 $\geq$ 標準布の増殖	19	14
⑤	防ダニ	JIS L 1920 忌避試験 中わた・ガラス管法、側地・侵入阻止法、忌避率50%以上。 増殖抑制試験 中わた・B法増殖抑制率50%以上	18	18
⑥	防カビ	IS L 1921 黒麹カビ、アオカビ、クロカビ、白黴菌の4種中、2種以上のカビを選択試験。抗カビ活性値 $\geq 3.0$	19	5
⑦	抗菌（防臭）	JIS L 1902 抗菌活性値 $\geq 2.2$	32	22
⑧	防蚊	JIS L1950 - 1生地の吸血阻止法（カケンのみ可能）、JIS L1950 - 2生地の強制接触法（蚊帳、カーテン等で接触殺虫・気絶）	*	*

### 3) メンテナンス機能：15点

\*機能1項目10点、申請評価は2項目迄でその合計点数 (上限15点)

介護 JBA

			介護	JBA
①	丸洗い	JIS L 1930 C形洗濯機（容量7～10kg）にて、取扱い絵表示に基づく洗濯・脱水が実施できること	35	20
②	防水	JIS L 1092 低水圧法 300mm以上	20	8
③	防汚	JIS L 1919 一社）繊維評価技術協議会法の基準	15	5
④	速乾	JIS L 1930 C形洗濯機（容量7～10kg）にて取扱い絵表示に基づく洗濯・脱水を行った後、標準状態（20°C、65%RH）にて30分（或いは60分）毎に測定し、洗濯前重量まで乾燥する時間を求める（最大8時間まで測定する）。6時間以内を目安とする	20	14
⑤	取扱い性	利便性で使い勝手良さ（厚薄2枚仕立、カバー取付性、一枚敷、高さ調節、収納性、軽さ等）	4	1
⑥	防炎	防炎協会認定 防炎ラベルと難燃ラベルを対象とする	11	6
⑦	再生	ふとん打直し等の再生可能な素材や仕様構造を有し、再生流通システムが利用できる製品	*	*
⑧	耐久性	素材、構造で耐久物性のある製品（生地：引裂強度や耐摩耗性データ、詰めもの：回復性等）	23	5
⑨	フィット性	素材特性・仕様構造による、掛のまとわり性能、敷き、まくらの寝姿勢の適正保持性能	*	*
⑩	吸水性	JIS L1907布帛試験用滴下法（織物60秒以下、スポーツ生地10秒か3秒以下基準）、パイル試験用沈降法（60秒以下、今治基準5秒以下）	3	9
⑪	制電性	JIS L 1094 半減期測定法30秒以内、摩擦帶電圧測定法2,000V以下。	*	*

\*上記 ⑤取扱い性 ⑦再生 ⑧耐久性 ⑨フィット性等はエビデンス困難な場合、素材と仕様構造の自社解説資料を参考データ評価対象とする。

### 4) 企業社会性：10点

\*機能1項目10点、申請評価は ① と ② 項目でその合計点数 (上限10点)

①	事業継続性 10点	業歴、規模、CSR（労働基準法、下請法、特商法、家表法、景表法、薬機法、PL法、個人情報法、廃棄物処理法等の順守）、CS組織活動 BCP事業継続計画シート他
②	SDGs取り組み 他 10点	SDGs 17分類169項目、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、外部認証団体（ISO、エコテックス、エコサート、エコマーク等）活用

\*上記 ① と ② 審査項目で該当する内容を申請書内に記入し、証明資料を添えて申請すること

\*別途に、認定必須条件である 企業社会性①と② の項目概要を記載する。

■上記の審査分類 1) 2) 3) 4) の申請9項目以内のエビデンスレベルで、合○否×を判定し、企業社会性10点は必須条件とし総合60点以上が認定表示製品となる。

※付記説明 (各機能 1) 2) 3) の右欄記載、介護・JBA調査集計について)

- ・アンケート調査での各項目別：介護はニーズ、JBAは訴求数です。

アンケート調査団体と協力事業者数

一般社団法人 日本福祉用具供給協会／

全国48事業所（ケアマネージャー・介護福祉士、福祉用具専門相談員、ホームヘルパー他）

一般社団法人 日本寝具寝装品協会／

正会員企業37社、団体正会員先企業8社、賛助会員企業6社 合計51社

## 「企業社会性」の審査項目①&②の概要

### 1. 事業継続性

ヘルスケア認定寝具製品を製造又は企画販売する事業者として、メンテナンスフォロー含めた事業継続性は必須の認定要素になる。

その判断は企業収益評価として財務諸表の審査は、非上場企業においては提出困難な面もあるので、審査判断の主たるもの下述する。

- ・一般社団法人日本寝具寝装品協会の個別法人会員であることを基本とします。
- ・会社経歴書、会社案内記載の業歴、売上規模、事業内容等を審査します。
- ・CSR(企業の社会的責任)では、各種法律におけるコンプライアンス面で行政指導、処分を受けることなく事業展開を誠実に進めている自己宣言記述が必要です。
- ・審査対象製品の紹介又は訴求広告用のカタログ、パンフレット等は必須の判断材料となりますので、添付資料として提出ください。
- ・BCP(事業継続計画)等が危機管理意識に基づいて、不時不測の障害が発生しても事業が間断なく続けられる対応準備シートも判断材料となります。

#### 【用語解説】

##### ■業歴 規模

企業の事業経歴、資本金、売上規模、役員、従業員数、事業内容等を記載されている会社経歴書や会社案内、また上場企業においては財務諸表等も判断資料とする。

##### ■CSR 企業の社会的責任 corporate social responsibility

企業がよくたとえにされる近江商人の売手良し、買手良し、世間良しの三方良しの精神で、社会ニーズをとらえ、市場創造して、競争力と持続性を發揮活性化して、その企業価値を高めつつ、構成する社会づくりをも目指す取り組みのことである。その為には様々な下述する法令を遵守することは基本であり、行政指導、行政処分を受けることなく事業活動を実施していることが必要である。

##### \*労働基準法 (厚生労働省)

本法は、国内で事業活動に従事する労働者に適用され、労働条件に関する最低基準を定めた法律であり、労働契約関係について規程する最も基本的な法律である。

労使間で労働基準法を下回る合意がされても、法律上無効であり本法に定める基準が適用される。

本法の主な内容は、労働条件の明示 解雇の予告 賃金支払い 労働時間 休憩 休日 時間外労働 有給休暇 就業規則等である。

#### \*下請法（公正取引委員会）

下請け代金支払い遅延等防止法の略称であり、親事業者による下請け事業者に対する優越的地位の乱用行為を取り締まるために制定された法律である。

例えば、下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金額を減じることは禁じられている。たとえ当事者間で協賛金、値引き、歩引き等の名目で発注後に一定金額を下請代金から差引く合意の場合があっても下請法違反になる。

親事業者の社内検査などの事務手続きの遅れや、下請事業者から請求書が提出されないことを理由に下請代金の支払いを遅らせることも認められない。

親事業者が下請法に違反した場合には、公正取引委員会から企業名、違反事実の概要等が公表され、違反行為を取り止めるように勧告される。その内容は、違反行為の取り止めにとどまらず、下請事業者の被った不利益を原状回復すること、再発防止策を講じる事などである。

#### \*個人情報保護法（政府広報ガイドライン）

2005年制定され、2017年には改正個人情報保護法が全面施行された。

改正法により、適用対象が拡大され、個人情報の数にかかわらず「個人情報をデータベース化して事業に利用している事業者」すべてが法律の適用対象となった。

名前や性別、生年月日、住所、指紋データ、マイナンバーなどは個人のプライバシーにかかわる大切な個人情報である。一方、個人情報を活用することで、行政や医療、ビジネス等の分野で業務の効率化やサービス向上をはかることができる。

そこで、個人情報の保護を図るとともに適切な活用ができるよう、正式名称「個人情報の保護に関する法律」は施行改正されている。

「匿名加工情報」という個人情報を活用する為の仕組みで、特定の個人を識別できないように加工したデータについては、一定のルールのもとで活用できるようにしたものである。

例えば、カーナビゲーションシステム等を通じて情報通信ネットワークに繋がるもののが多数ある。そうした自動車が走行している位置情報とワイヤーの稼働に関するデータを集積して、運転者が誰であるかは判らないように加工し分析することで、ゲリラ豪雨などの局地的な天候の変化をリアルタイムで把握することが可能になり、私達の生活がもっと便利になることが期待できる。

##### ・プライバシーポリシー

情報収集事業者が個人情報やプライバシー情報の取扱い方針を利用者に対して宣言したものである。

個人情報の取得の仕方、どのような目的用途に利用するか、その管理方法や管理組織等を明文化したものである。

■ 繊維製品を製造・販売する時に遵守すべき代表的な法律等を簡単に解説する。

\* 家庭用品品質表示法(消費者庁)

「一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように事業者に適切な表示を要請し、一般消費者保護を図ること」を目的とした法律である。製品ごとに下記の4種類に分類されている。

※最新の法律、法令については都度確認のこと。

(1) 繊維製品品質表示規程

繊維の組成、家庭洗濯等取扱い方法、はつ水性、表示者名及び連絡先について規定している。(参照:P95 繊維製品表示対象一覧表)

(2) 合成樹脂加工品品質表示規程

関連商品としては、ポリエチレンフィルム製またはポリプロピレンフィルム製の袋についての表示について規定している。

(3) 電気機械器具品質表示規程

関連商品としては、電気毛布の品質表示について規定している。

(4) 雑貨工業品品質表示規程

関連商品としては、ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレスの品質表示はこれらで規定している。

\* 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(厚生労働省)

(1) 「有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康を保護すること」を目的とした法律である。

現在までに20物質が規制されている。(別項参照:有害物質一覧表)

代表的なものでホルムアルデヒドがある。粘膜を刺激するため、目がちかちかしたり、皮膚障害を起こすこともあり、下記の規制値が設けられている。

①乳幼児用品(生後 24 ヶ月以内) 吸光度差(A-A0)=0.05 以下

②一般品(下着・寝衣・靴下など) 75ppm 以下

③中衣類 300ppm 以下(経産省、行政指導)

④上衣類 1000ppm 以下(経産省、行政指導)

\*一般寝具類は、300ppm 以下を基準としている。

(2) 平成 28 年 4 月 1 日より規制物質が追加された。

化学変化により容易に 24 種類の芳香族アミン(特定芳香族アミン)を生成するアゾ化合物についての規制が制定される。下記の家庭用品中、アゾ化合物の特定芳香族アミンとしての含有量が 30 μg/g 以下であること。

- ① アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テープル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品
- ② アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品(毛皮製品を含む)のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物

・下表の有害物質一覧表に未掲載のその他の物質は、規制値が現在設定されていない。

【有害物質一覧表】

有害物質	用途	主な健康被害	規制日
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	粘膜刺激 皮膚アレルギー	昭和 50 年 10 月 1 日
ディルドリン	防虫加工剤	肝臓障害 中枢神経障害	昭和 53 年 10 月 1 日
DTTB(注 1)	防虫加工剤	経皮・経口急性毒性 肝臓・生殖器障害	昭和 57 年 4 月 1 日
有機水銀化合物	防菌・防カビ剤	中枢神経障害 皮膚障害	昭和 50 年 1 月 1 日
トリフェニル錫化合物	防菌・防カビ剤	経皮・経口急性毒性 皮膚・生殖機能障害	昭和 54 年 1 月 1 日
トリブチル錫化合物	防菌・防カビ剤	経皮・経口急性毒性 皮膚・生殖機能障害	昭和 55 年 1 月 1 日
APO(注 2)	防炎加工剤	造血機能障害	昭和 53 年 1 月 1 日
TDBPP(注 3)	防炎加工剤	発がん性	昭和 53 年 11 月 1 日
BDBPP(注 4)	防炎加工剤	発がん性	昭和 56 年 9 月 1 日
塩化ビニール	噴射剤	発がん性	昭和 49 年 10 月 1 日
メタノール	溶剤	視神経障害	昭和 57 年 4 月 1 日
テトラクロロエチレン	溶剤	中枢神経障害	昭和 58 年 10 月 1 日
トリクロロエチレン	溶剤	中枢神経障害 肝臓障害	昭和 58 年 10 月 1 日
塩化水素	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 49 年 10 月 1 日
硫酸	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 49 年 10 月 1 日
水酸化ナトリウム	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 55 年 4 月 1 日

水酸化カリウム	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 55 年 4 月 1 日
ジベンゾ[a,h]アントラゼン	木材防腐防虫剤	発がん性	平成 16 年 6 月 15 日
ベンゾ[a]アントラゼン	木材防腐防虫剤	発がん性	平成 16 年 6 月 15 日
ベンゾ[a]ピレン	木材防腐防虫剤	発がん性	平成 16 年 6 月 15 日

(注 1) 4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

(注 2) トリス(1-アジリジニル)ホスфинオキシド

(注 3) トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイド

(注 4) ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイド化合物

#### \* 不当景品類及び不当表示防止法(消費者庁)

「不当な表示や過大な景品類の提供を制限または禁止し、公正な競争を確保することで、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るため」の法律である。

##### ○不当な表示の禁止

「一般消費者に誤認されることで不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害する恐れがあると認められる表示」を禁止している。

- ・ 優良誤認…商品の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対して、実際のものより著しく優良であると誤認される表示や、事実に相違して競争関係にある他の事業者に係わるものよりも著しく優良であると誤認される表示。
- ・ 有利誤認…価格やその他の取引条件(数量・景品類・アフターサービス・保証期間など)について、一般消費者に対して、実際のものより、又は、競争他社のものより、著しく有利であると誤認される表示

\* 不当な二重価格表示:比較対象価格として、実際の市価よりも高い価格が市価として用いられた場合や、実際の自店通常価格よりも高い価格が自店通常価格として用いられた場合など。

- ・ その他の不当表示…商品等の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるとして公正取引委員会が指定する表示で、「商品の原産国に関する表示」や「おとり広告に関する表示」など6項目が指定されている。

\* 原産国:商品の内容について実質的な変化をもたらす行為(実質的変更行為)を行なった国であると定義されている。

#### \* 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(厚生労働省)

(平成26年11月25日から改正薬事法により名前が変更された。)

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用器具の製造販売の承認および表示・広告の規制をする法律。「〇〇が治ります。」などの表記には注意が必要となる。

\* 製造物責任法「PL法」(内閣府)

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合、その製品の製造業者、輸入業者またはその関連事業者に対して損害賠償を求めることができる被害者保護の法律。

\* 消費生活用製品安全法(経済産業省 法律第 104 号)

「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るために、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保のため民間事業者の自主的な活動を推進し、もって一般消費者の利益を確保すること」を目的とした法律。

死亡・重傷・火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者には、国に事故報告を義務づけられており、国は情報を的確に掌握し対応(場合によっては、公表や回収命令など)を行うことになっている。

\* 特定商取引法「訪問販売」(消費者庁 法律第 57 号)

販売業者が営業所以外の場所において、契約の当事者となる消費者から、政令で指定された商品、権利、サービスの契約の申し込みを受け、あるいは契約を締結して行なう取引に関する法律で、主な規定は概略下記の通りとなっている。

- ・事業者には申込書面、契約書面の交付の義務。
- ・販売員の不実告知、威迫、事実の不告知等の禁止。
- ・販売目的を隠し、公衆の出入りしない場所に誘い込んでの勧誘の禁止。
- ・購入者はクーリング・オフ(8日間)による無条件での解約が出来る。

\* クーリング・オフ制度:訪問販売で契約(申し込み)をした場合、契約(申し込み)のための書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約の解除(申し込みの撤回)が出来るという消費者保護の制度。

\* 割賦販売法(消費者庁 法律第 159 号)

割賦販売等(月賦・クレジット等)のいわゆる消費者信用に関する取引秩序の維持、消費者の保護を目的とした法律。高額商品でも購入しやすく、支払いの計画性や合理化などのメリットがある反面、支払いの長期化や金利負担の増加、使い過ぎによる多重債務の発生などの問題も起こっており、そのため消費者保護の強化を目的とした「改正割賦販売法」が平成21年12月に施行された。

\* 廃棄物処理法(環境省 法律第 137 号)

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、処理方法などに違いがある。

- ・ 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20 種類と輸入された廃棄物のことを言い、処理責任は排出事業者になる。
- ・ 一般廃棄物は、家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と事業者が排出する産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」に分けられ、市町村に処理責任がある。事業系一般廃棄物は、処理方法や規制などの法律上の取扱いは家庭ゴミと同じだが、一部の自治体などでは、条例やマニュフェスト制度、リサイクルに関する報告義務制度により、特別な扱いをしている地域もある。

\* 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律「容器包装リサイクル法」

(環境省 法律第 112 号)

家庭から出るごみの6割(重量比:2~3割)を占める容器包装廃棄物について、リサイクル促進等によって廃棄物の減量化を図ると共に、資源の有効活用を図るために平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行された法律。

(役割分担)

消費者:容器包装廃棄物の排出を抑制し、住んでいる地域のルールに沿って分別排出を行う。

事業者:事業において利用又は製造・輸入した容器包装の量「排出規制」を行なうと共に、その量に応じてリサイクルの義務を負う。

市町村:容器包装廃棄物の分別収集を行なう。

### ■CS customer satisfaction 顧客満足

企業が提供する商品、サービスを消費者が満足を感じた時に購入するとの考え方による「顧客の満足」のことである。消費が高度化している社会においては、商品の品質や新機能は顧客の意向を考慮すべきであるとの考えから、市場調査、苦情や相談処理業務から消費者の要求水準を把握し、CSを戦略に取り込むことで、対象顧客や商品価値の差別化を売上げにつなげる策が重要になっている。

CS を数値化した顧客満足度を検証することで、次期商品開発にもつなげる企業では、対応する社内組織としてマーケティング開発室、CS 推進室、お客様相談室等が整備されている。

### ■BCP Business Continuity Plan 事業継続計画（中小企業庁）

自然災害、大火災、テロ等の緊急事態が発生しても事業が続けられるこを言う。危機管理意識を持ち、事業継続を確保する為の方針や手続きを示した計画をBCPという。

事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業継続の為の方法、手段等を取り決めておく計画のことです。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価をうけることとなり、株主にとって企業価値の維持向上につながることである。

## 2. SDGs取組み 他(3R活用、外部認証団体)

事業者として、地球環境保全の為に持続可能な資源の有効活用や、地球温暖化対策としての温室効果ガスの抑制など世界標準(グローバルスタンダード)な活動が求められている。その取組みとして、SDGsや3R、エコ活動等の実践策を記述され、該当する認証団体の証明があれば資料添付され審査の判断材料にする。

### ■ SDGs

2015年国連サミットで採択され、国連加盟193ヶ国が2016年から2030年の15年間で達成するための17の目標と、それらを達成する為の具体的な169ターゲットである。

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1. 貧困をなくそう             | 日本のこども6~7人に1人が貧困といわれる        |
| 2. 飢餓をゼロに              | 持続可能な農業を推進する                 |
| 3. 全ての人に健康と福祉を         | 福祉を推進する                      |
| 4. 質の高い教育をみんなに         | 生涯学習の機会を促進する                 |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう       | 2018世界経済フォーラムで日本は110位の評価     |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に       |                              |
| 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに |                              |
| 8. 働きがいも経済成長も          | ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の推進 |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう     |                              |
| 10. 人や国の不平等をなくそう       |                              |
| 11. 住み続けられるまちづくりを      |                              |
| 12. つくる責任 つかう責任        | 持続可能な消費と生産のパターンを確保する         |
| 13. 気候変動に具体的な対策を       | その影響に対して、緊急対策を取る             |
| 14. 海の豊かさも守ろう          | 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全        |
| 15. 陸の豊かさも守ろう          | 砂漠化の対処他、生物多様性損失の阻止を図る        |
| 16. 平和と公正を全ての人々に       |                              |
| 17. パートナーシップで目標達成しよう   |                              |

SDGsが世界で広がりを見せているのは、開発途上国だけではなく先進国も働きがいや経済成長までも踏まえたものであり、地球上に暮らし、生活するすべての人々が守り達成していくべきものである。 我々は地球人！

## ■ 3R:リデュース、リユース、リサイクルについて（3R推進協議会）

- ・リデュース Reduce は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生をすくなくすること。耐久性のある製品を提供や製品寿命延長の為のメンテナンス体制なども取組みのひとつ。
- ・リユース Reuse は、使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理、診断技術の開発、リマニュファクチャリングなども取組みのひとつである。
- ・リサイクル Recycle は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組みのひとつである。

## ■ 外部認証団体

### \* エコマーク(公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局)

エコマークは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「資源採取」、「製造生産」「流通」「使用消費」「リサイクル」「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルである。

このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことによって、持続可能な社会形成をはかっていくことを目的としている。

エコマーク事業は公財)日本環境協会が 1988 年から運営し、国際標準化機構 ISO 14020（環境ラベル及び宣言、一般原則）及び ISO 14024（タイプ I 環境ラベル表示、原則及び手続）に則して認定されている。

エコマーク認定商品は多岐にわたり、文房具や制服、建築資材、土木用品等、そしてモノだけでなくサービスにおけるエコ認定のスーパーマーケットやカーシェアリング、ホテル等あらゆる生活シーンに密着した環境ラベルである。

### \* ISO(国際標準化機構・International Organization for Standardization の略)

スイスにある 1947 年設立され世界 162 機関が加盟する国際標準化機構である。

主活動は世界中で同じ品質、同じレベルのものを提供できるように、統一標準化された ISO 規格を制定すること。制定や改訂は日本を含む参加国の投票によって決定される。

標準化された ISO 規格で設計され、生産され、市場に流通する製品となる。

身近な例ではカードサイズ(ISO／IEC7810)、非常口マーク(ISO7010)、ネジ(ISO68)等のモノ規格がある。

一方、製品そのものではなく組織の品質活動や環境活動を管理する為の仕組みとして、品質マネジメントシステム規格(ISO9001)等がある。

例えばISO9000 とは、品質マネジメントシステム規格一基本及び用語と題する規格のことであり、ISO9001 の要求次項を定めた規格の引用規格となっている。

規格内容は、供給者は製品品質を確かなものにするためには製品検査だけでは不十分となり、製品の品質規格だけではなく、製造工程、品質管理体制までも含めて、所要の品質を作り出し維持する為の品質システム構築を要求するものである。

ISO10001 は、品質マネジメントー顧客満足ー組織における行動規範のための指針である。

また、ISO14001 はサステイナビリティ(持続可能性)の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献を目指す 環境マネジメントシステム規格である。

#### \* エコテックス認証(認証機関:一財 ニッセンケン品質評価センター)

繊維の安全証明「エコテックス®認証」は、サステイナブルへの意識の高いヨーロッパでは、自身のみならず、生産者や環境にとっても安心・安全な製品かどうかを見極めての選択消費が常識となりつつある。日本国内でも企業のものづくりへの意識改革の広がりにより、安全性は当然のこと、企業の持続や発展面でも有益な選択となる。2000 年スタートのエコテックス®認証スタンダード 100 は繊維製品の安心・安全な認証として広がり、人と地球に優しい消費が広がることを推進している。

#### \* エコサート (ECOCERT JAPAN)

エコサートは、フランスを本拠とする国際有機認証機関である。1991 年設立以来、世界 150 ヶ国以上で農産物(有機 JAS 認証、GAP 認証)をはじめ、加工食品、畜産物、コットン、そのほか化粧品等も含め有機認証を提供している。

☆上記の項目概要は例示であり、参考とすべき規格等を全て網羅したものではない。

## 経済産業省:「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」について

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/index\\_2.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/index_2.html)

### 【経産省HPより抜粋】

#### 1. 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の目的

経済産業省では、利用者が安心してヘルスケアサービスを利用できる流通の仕組みを整え、継続的にヘルスケアサービスの品質を評価できる環境整備を図るため、ヘルスケアサービスを提供する事業者の属する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度(以下「業界自主ガイドライン等」という。)のあり方を提示するために「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」(以下「本指針」という。)をまとめました。

本指針は、ヘルスケアに関する業界団体等が業界自主ガイドライン等を策定・改定する際に踏まえるべき指針としてまとめたものであり、本指針を踏まえた業界自主ガイドラインに基づいた事業者が地域包括ケアシステム関係団体や企業、健康経営に取り組む企業等(以下「仲介者」という。)より適切に選択される環境を整備することによって、健全なヘルスケア産業の発展に資することを目的としています。

#### ●「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」(平成31年4月12日ヘルスケア産業課)

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/healthcareguideline.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/healthcareguideline.pdf)

#### ●(参考資料)「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の位置づけと概要

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/guidlineitizukegaiyou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/guidlineitizukegaiyou.pdf)

#### 2. 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の利用法

本指針は、経済産業省ヘルスケア産業課が個別の事業者の商品・サービスを審査し、認可や認定を行うためのものではなく、ヘルスケアに関する業界団体等が業界自主ガイドライン等を策定・改定する際に踏まえていただき、本指針を踏まえていることを自己宣言しているものです。

#### ●一般社団法人 日本寝具寝装品協会の自己宣言書

##### ・宣言内容

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に係わる宣言書

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」との整合性

(＊卷頭に掲載)

## 経産省のロゴマークについて

本指針を踏まえて業界団体が業界自主ガイドライン等を策定・改定し、宣言書を経済産業省ヘルスケア産業課に提出した場合、仲介者や利用者に対し本指針を踏まえ自己宣言していることを「見える化」するために上記ロゴマークを付与します。

ロゴマークを業界自主ガイドライン等に掲載することで、業界自主ガイドライン等が本指針を踏まえ自己宣言していることを広く周知する場合に活用していただけます。

ロゴマークを付与された際には以下の使用規約を遵守の上、使用していただくようお願いします。



「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」ロゴマーク

### ●「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」ロゴマークの使用規約

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/logo\\_kiyaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/logo_kiyaku.pdf)

### ●「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」ロゴマークの使用可能範囲について

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/rogomark.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/rogomark.pdf)

注)ロゴマークを付与された業界団体以外は、ロゴマークを使用することはできません。

本指針は、個社サービス等を認証するものではないため、業界団体に加盟する会員企業等がその企業のサービスや製品、HP及び個別店舗等にロゴマークを表示使用することは不可です。